徳島県告示第五百九十八号

度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定に基づき、 令和四年

令和四年十月七日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 試験の日時

令和四年十一月十一日 (金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県庁万代南会議室二

三 受験願書の受付期間

を除く。 付ける。 令和四年十月十七日 (月曜日) から同月二十八日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日) とする。 ただし、 郵送による場合は、 同月二十八日までの消印があれば受け

四 受験願書の用紙の請求先

部 徳島県県土整備部河川整備課、 徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

様式第九によるもの) に写真 (受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で 受験願書(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号

その裏面に、 撮影年月日、 氏名及び年齢を記載したもの)を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千百円 (その額に相当する額の徳島県収 入証紙を受験願書に貼付すること。

ハーその他

六二七) この試験についての問合せは、 へすること。 徳島県県土整備部河川整備課 (電話 八八 六二